

那賀町過疎地有償運送事業 (ボランティアタクシー)

平成26年3月25日(火)午後2時～
運用開始!

利用方法

- ①会員登録を行う。※今回は会員登録済み
- ②ボランティアタクシーを利用したい日の3日前までに、予約申込をする。※予約は下記まで
- ③予約した日、予約した場所にボランティアタクシーが来る。
- ④ボランティアタクシー利用後(降車時)、料金を支払う。
- ⑤**注意**：直接、運転手に次回の利用予約をしないでください。

利用料金

年間登録料	… <u>1人 1,000円(平成27年3月末まで有効)</u>
走行距離	… <u>1kmあたり 130円。</u>
迎車回送料金	… 500円(上那賀病院まで迎えに行く場合のみ)
待機料金	… 30分ごとに 100円

運行範囲

那賀町木沢地区内に限る。

上那賀病院への送迎利用は可能(ただし、途中降車は不可)。

受付(会員登録・利用予約)

那賀町役場木沢支所 ☎ 65-2111

☎ 050-8800-4111

受付時間 … 平日 午前8時30分～午後5時00分 まで

那賀町過疎地有償運送事業実施主体/那賀町社会福祉協議会

平成28年2月 日

四国運輸局 徳島運輸支局長 殿

徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31-1

社会福祉法人那賀町社会福祉協議会

会長 伊藤英志



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31-1

社会福祉法人那賀町社会福祉協議会 会長 伊藤英志

2. 登録番号

四徳過第3号

3. 自家用有償旅客運送の種別

過疎地有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
那賀町木沢地区	徳島県那賀郡那賀町

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
那賀町社会福祉協議会 木沢支所	徳島県那賀郡那賀町木頭字前田 52-1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所 の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
木 沢 支 所	所有		1 (1)	1 (1)
	持込		7 (5)	7 (5)
	合計		8 (6)	8 (6)

軽自動車については、()内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

那賀町木沢地区の住民

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	定款(写) 現在事項全部証明書 社協役員名簿
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第2号
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第3号(写)
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類	使用承諾書 軽自動車使用貸借契約(写)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号 免許証(写) 修了書(写)
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	旅客名簿
9	登録証	登録証(写)
10	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	保険証(写)